

感染者発生時の対応フロー

新型コロナウイルス罹患発生（PCR陽性）

情報源：（本人、家族、保健所）

学生の情報 →→→ 教育支援課、学生生活支援課
教職員の情報 →→→ 人事課

※大学内に既に感染が拡大している可能性や、今後拡大する可能性について把握するために、
行動記録表を用いてヒアリングを行い情報を把握する。

- ・罹患状況、病状の確認
- ・PCR陽性判明日
- ・過去2週間の大学内における活動の態様（来学歴、対面接触の場所と時間を特定）
- ・接触者の多寡（濃厚接触者の確認）
- ・学内感染経路の明否

（緊急招集）全学危機管理委員会

（即応体制：全員の参集が困難な場合は、参集した委員及び連絡可能な委員間で判断し対応を行う）

- ※該当者は治癒するまで登校・出勤を禁ずる
- ※濃厚接触者は2週間の登校・出勤を禁ずる
- （諸官庁報告）・札幌市の衛生部局（保健所）に報告
- ・文部科学省に報告（所定様式）

感染者が、学内に登校していた場合 諸状況を総合的に判断する

① 臨時休業（入構禁止措置）の必要性、実施の有無、規模、期間の原案作成

- ・規模：学生、教職員、その他関係者
- ・期間：保健所など関係機関からの指導・指示があるまで当面の間
（除菌清掃を徹底し、ウィルスの効力が消滅する72時間以上）
- ※ただし、最低限の大学機能（BCP）は維持する

② 危機管理ステージの再確認

③ 対面授業の一時的中止の決定と遠隔授業の継続

※学内でクラスターが発生した場合

- ・保健所の指導に従い、学内での感染連鎖を防ぐ対策を徹底する
- ・危機管理ステージの引上げ検討
- ・一時的なキャンパス閉鎖の検討（BCPは維持する）
- ・サークル課外活動の中止

感染者が、学内に登校していない場合

学内の対応は、現状のまま様子を見る

事前準備していたHP公表用原稿を確認し保健所に相談

※罹患患者や家族の個人情報、人権尊重に最大限配慮する。

【関係各課の役割】 (各課連携し対応する)

人事課

- ・ 札幌市保健所に報告し、➡ **保健所の指示を全学危機管理委員会へ伝達**
 - 学内での濃厚接触可能性の情報・必要データの提供
 - 一時的な入構禁止措置の原案を提示
 - 大学HPの公表用原案の確認依頼
- ・ 教職員への速報（危機管理委員会開催後に陽性者発生的事实、授業や学生対応に関する最低限必要な情報、今後の見通しなど）
- ・ 文部科学省に報告（所定様式）
- ・ 罹患教職員のフォローと濃厚接触可能性の確認（安全衛生管理者）

教育支援課・学生生活支援課（保健師）

- ・ 罹患学生からのヒアリング、フォロー（教学的側面、学生生活側面）
- ・ 来学歴・学内行動調査（入構記録ICデータ、パソコンログ）、対面接触の場所・時間を特定
- ・ 濃厚接触の可能性のある学生のデータ取得（履修科目、学内所属団体）
- ・ 濃厚接触の可能性のある教員の確認（対面担当科目確認、専任、非常勤の場合は本務先）
- ・ 当該の学部長、学科長と連携した協働対応
- ・ 保健所から濃厚接触者として指定された学生への連絡対応

企画広報課

- ・ HP公表用文書を事前作成し危機に備えておく
- ※罹患患者や家族の個人情報、人権尊重に最大限配慮する。**
- ※公表内容は、必ず札幌市保健所（疫学担当・報道担当）に確認を行う（人事課と連携）**
- ~~発症前後の一定期間にキャンパス内に入構していない、又は学内関係者と接触していないケースは公表から除く~~
- 学内公表：教職員ML、教職員事務HP、学生用CGW（緊急時moodleのe掲示板への誘導）
- 学外公表：大学HPウェブサイト、
- 基本公表内容（判明日、現在の状況、濃厚接触者、入構禁止の有無、授業形態の継続有無）

財務課

保健所、全学危機管理委員会からの指示を受け、

- ・ 感染者・濃厚接触者の学内施設利用行動歴に対応した、消毒・除菌清掃の徹底
- ・ 一時的な入構禁止措置に伴う、警備体制

【その他】

- ・ クラスター化した場合の対応は、危機管理の最大案件として全学協力体制での対応